

重要事項説明書
(認知症対応型共同生活介護)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

社会福祉法人 溪仁会

グループホーム 白石の郷

重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

あなたに対する（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 37 号 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北 3 条西 28 丁目 2 番 1 号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号	(011) 640-6767

2. ご利用施設

施設の名称	認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム白石の郷
施設の所在地	札幌市白石区本郷通 3 丁目南 1-16
都道府県知事許可番号	0170501035
施設長の氏名	所長 奈良 姫佐子
電話番号	(011) 864-5861
FAX 番号	(011) 864-3107

3. 併設施設にて実施している事業

事業の種類	都道府県知事の指定		備考
	指定年月日	利用定員	
介護保健施設サービス	平成12年4月1日	100名	
短期入所療養介護	平成12年4月1日		
ホームヘルプステーション	平成12年4月1日		
居宅介護支援事業所	平成12年4月1日		
通所リハビリテーション	平成12年4月1日	50名	
小規模多機能型居宅介護	令和3年10月1日	29名	
短期入所生活介護	平成16年9月1日	19名	
介護予防センター	平成18年4月1日		
地域包括支援センター	平成18年4月1日		

4. 施設の目的・運営の方針・運営理念

施設の目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な生活空間のなか食事、入浴、排泄等のお世話をを行うことにより、尊厳をもって利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活が送られるよう支援する事を目的とします。
運営の方針	認知症対応型共同生活介護事業を運営するにあたり、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったサービスの提供に努め、常に入居者に必要な援助を行い安心して日常生活を送ることが出来るよう配慮することに努めます。
運営理念	私達は、認知症という生活障害を持つ高齢者と家族が、地域のなかでその人らしい生活を安心して送る事が出来るよう、福祉・医療連携のもとサポートいたします。

5. 入・退居の条件

入居の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護又は要支援2で認知症の診断を受けている方 ・ おおむね身の自立が出来ており、共同生活を送るのに支障のない方 ・ 病状的に安定し、常時医療機関による治療の必要のない方
退居の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定の更新において自立・要支援1と認定された場合 ・ 利用料等の滞納があり、契約の解除通告をし、予告期間が満了した場合 ・ 入院等により90日以上グループホームを離れる事が決まり、かつその移転先の受け入れが可能となった時 ・ 自傷・他害行為を繰り返し、十分な介護をつくしてもこれを防止できないとき

6. 施設の概要

認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム白石の郷

敷	地	敷地面積725.15㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	延床面積	1,251.52㎡
	利用定員	18名（1ユニット9名×2）

主な設備

設備の種類	数	面 積	備 考
食堂兼台所	2	44.65	
入居室	18	A20・B17	
和室	2	7.62	
談話室	2	4.53	
浴室	4	2.78	
洗面所	18	0.7	
トイレ	18	1.4	
スタッフルーム	2	7.87	

7. 職員体制

さくら通り（2階）

従業者の職種	区 分		専任	兼任	兼務する職種
	常勤	非常勤			
管理者	1			○	わかば通り管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。					
計画作成担当者	2		○	○	さくら通り介護員
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成すると共に介護員業務を行う。					
介護員	8		7	2	さくら通り計画作成担当者
介護員は、指定（介護予防）認知症生活介護の提供を行う。					
看護師		1		○	わかば通り看護師
看護師は、それぞれの入居者の健康管理及び必要に応じた医療処置を行う。					

わかば通り（3階）

従業者の職種	区 分		専任	兼任	兼務する職種
	常勤	非常勤			
管理者	1		○		さくら通り管理者
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。					
計画作成担当者	2			○	わかば通り介護員
計画作成担当者は、それぞれの入居者の状況に応じた介護計画を作成すると共に介護員業務を行う。					
介護員	7		7	1	わかば通り計画作成担当者
介護員は、指定（介護予防）認知症生活介護の提供を行う。					
看護師		1		○	さくら通り看護師
看護師は、それぞれの入居者の健康管理及び必要に応じた医療処置を行う。					

8. 勤務体制

昼間の勤務体制	早番	7：15～16：15
	日勤	8：30～17：30
	遅番	10：30～19：30
夜間の勤務体制		16：00～10：00

9. サービスの種別と内容

(1) 介護保険給付によるサービス

(介護保険の1割・2割・3割自己負担)

サービスの種別	内 容
食事の介助・支援	食事時間 朝食7:30 昼食12:00 夕食17:30 食堂でお食べ下さい。食べられないものやアレルギー等がある場合は事前にご相談下さい。
入浴の介助・支援	利用者の状況と希望に応じて介助・見守りの元、入浴していただきます。
排泄の介助・支援	利用者の状況に応じて介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
健康管理	併設施設の看護婦と共に日頃の健康管理に努めます。
レクリエーション	各種レクリエーション、行事を用意しております。参加されるか否かは任意です。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
その他	その他の日常生活に関わる援助を行います。

① 介護保険 1割負担

要介護度	30日あたりの自己負担額
要支援2	約 28,670円
要介護1	約 28,812円
要介護2	約 30,035円
要介護3	約 30,903円
要介護4	約 31,471円
要介護5	約 32,073円

- 1 上記には、サービス提供体制強化加算Ⅰ 日額約22円を含みます。
- 2 要介護1～5には、医療連携体制加算 日額約40円を含みます。
- 3 生活機能向上連携加算 機能向上に対するサービス計画を作成した場合、(Ⅰ)月額101円 (Ⅱ)の場合は月額203円を加算致します。
- 4 上記には、介護職員処遇改善加算Ⅰ(総単位数の11.1%)を含みます。
- 5 新規入居時は入居後30日間に限り、上記の他に初期加算 日額約30円が加算となります。
- 6 利用者が病院又は療養所に入院し、3カ月以内に退院が見込まれた場合再入居の受け入れ態勢を整えておくことにより1月に6日を限度として1日につき249円を加算致します。

- 7 口腔の健康状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合 6カ月に1回 月額3円を加算致します。
- 8 管理栄養士による、栄養ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合 月額30円を算定致します。
- 9 上記には、介護職員等特定処遇改善加算（総単位数の3.1%）を含みます。
- 10 上記には、介護職員等ベースアップ支援加算（総単位数の2.3%）を含みます。
- 11 上記には、口腔衛生管理体制加算 日額約1円を含みます。
- 12 上記には、認知症専門ケア加算Ⅰ 日額約3円を含みます。

② 介護保険2割負担

要介護度	30日あたりの自己負担額
要支援2	約 57,340円
要介護1	約 57,624円
要介護2	約 60,070円
要介護3	約 61,806円
要介護4	約 62,942円
要介護5	約 64,146円

- 1 上記には、サービス提供体制強化加算Ⅰ 日額約44円を含みます。
- 2 要介護1～5には、医療連携体制加算 日額約80円を含みます。
- 3 生活機能向上連携加算 機能向上に対するサービス計画を作成した場合、(Ⅰ)月額202円 (Ⅱ)の場合は月額406円を加算致します。
- 4 上記には、介護職員処遇改善加算Ⅰ（総単位数の11.1%）を含みます。
- 5 新規入居時は入居後30日間に限り、上記の他に初期加算 日額約60円が加算となります。
- 6 利用者が病院又は療養所に入院し、3カ月以内に退院が見込まれた場合 再入居の受け入れ態勢を整えておくことにより1月に6日を限度として1日につき498円を加算致します。
- 7 口腔の健康状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合 6カ月に1回 月額6円を加算致します。
- 8 管理栄養士による、栄養ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合 月額60円を算定致します。
- 9 上記には、介護職員等特定処遇改善加算（総単位数の3.1%）を含みます。

す

- 10 上記には、介護職員等ベースアップ支援加算（総単位数の2.3%）を含みます。
- 11 上記には、口腔衛生管理体制加算 日額約2円を含みます。
- 12 上記には、認知症専門ケア加算Ⅰ 日額約6円を含みます。

③介護保険3割負担

要介護度	30日あたりの自己負担額
要支援2	約 86,010円
要介護1	約 86,436円
要介護2	約 90,105円
要介護3	約 92,709円
要介護4	約 94,413円
要介護5	約 96,219円

- 1 上記には、サービス提供体制強化加算Ⅰ 日額約66円を含みます。
- 2 要介護1～5には、医療連携体制加算 日額約120円を含みます。
- 3 生活機能向上連携加算 機能向上に対するサービス計画を作成した場合、(Ⅰ)月額303円 (Ⅱ)の場合は月額609円を加算致します。
- 4 上記には、介護職員処遇改善加算Ⅰ（総単位数の11.1%）を含みます。
- 5 新規入居時は入居後30日間に限り、上記の他に初期加算 日額約90円が加算となります。
- 6 利用者が病院又は療養所に入院し、3カ月以内に退院が見込まれた場合再入居の受け入れ態勢を整えておくことにより1月に6日を限度として1日につき747円を加算致します。
- 7 口腔の健康状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合 6カ月に1回 月額9円を加算致します。
- 8 管理栄養士による、栄養ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合 月額90円を算定致します。
- 9 上記には、介護職員等特定処遇改善加算（総単位数の3.1%）を含みます
- 10 上記には、介護職員等ベースアップ支援加算（総単位数の2.3%）を含みます。
- 11 上記には、口腔衛生管理体制加算 日額約3円を含みます。
- 12 上記には、認知症専門ケア加算Ⅰ 日額約9円を含みます。

(2) 介護保険給付外サービス

種別	内容	自己負担額
食事の提供	食事の提供に関わる費用	1日 1,400円
居室の提供	居室の提供に関わる費用 (1ヶ月)	家賃A 60,000円 家賃B 54,000円 生活保護受給者の場合、札幌市の住宅扶助支給限度額に準じる 光熱水費 30,000円 敷金 家賃1ヶ月分 (入居月)
おむつの提供	入居者の身体の状況に応じて自己負担となります。	実費にて各自ご負担して頂いております。
理・美容	希望に応じて利用していただき、自己負担となります。	実費にて各自ご負担して頂いております。
医療	医療費	実費にて各自ご負担して頂いております。
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。	実費にて各自ご負担して頂いております。
金銭管理	金銭を自己管理できる方のみです。困難な方は、立て替え後に、利用料金と共に引き落としさせていただきます。	お預かりや、管理の代行は行っておりません。

※上記の金額設定については、見直しをすることもあります。

(3) 入居月・退居月の費用負担について

種別	内容	日割り負担内容
入居月の費用負担	入居された日から、日割りにて、ご負担頂きます。	家賃 光熱水費 食事料 (提供した日から算定)
退居月の費用負担	お部屋から荷物をすべて撤去される日を退去日とし、退去日までを日割りにてご負担頂きます。	家賃 光熱水費 食事料 (提供した日まで算定)

10. 個人情報保護

- ・ 個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、入居者やご家族に関する情報を適正に保護します。
- ・ サービスを提供する上で知り得た入居者やご家族に関する個人情報については入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ・ あらかじめ文書により入居者やご家族の同意を得た場合は上記の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- ・ 業務上知り得た入居者及びご家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を雇用契約の内容とします。
- ・ 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、下記「11. 苦情等申立窓口」の規定に従い迅速かつ適切な処理に努めます。
なお、「11. 苦情等申立窓口」以外の相談窓口は次のとおりです。

① 北海道総務部法制文書課行政情報センター	011-231-4111
② 札幌市総務局行政部行政情報課	011-211-2132
③ 札幌市消費者センター	011-211-2245
④ 国民生活センター	03-5475-3711

11. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、以下までご相談ください。

- ① 苦情受付担当者 奈良 姫佐子（所長）
- ② 北海道福祉サービス運営適正化委員会 (011-204-6310
F A X 011-204-6311)
- ③ 北海道国民健康保健団体連合会 (011-231-5156
F A X 011-231-5178)
- ④ 札幌市福祉サービス苦情センター (011-632-0550
F A X 011-613-5486)
- ⑤ 第三者委員 奥田 龍人（連絡先 011-717-6001）
大能 文昭（連絡先 011-281-6113）

苦情（クレーム）受付の流れ

苦情申出人

（ご利用者様、ご家族様、代理人、民生委員、事業所の職員か福祉等サービスの提供に関する状況を具体的に把握している者）



苦情の（クレーム）の受理

- ・ 苦情を受け付けた職員は、その内容を傾聴し、苦情として受理します。
- ・ ご意見箱に投書された苦情は、所長が内容を確認し苦情として受理します。
- ・ 公正・中立な立場として第三者（第三者委員）が苦情を受理することもできます。



苦情への対応方法

- ・ 苦情受理者は、その具体的内容を定められた「苦情内容記録票」に」記載し、所長へ提出します。
- ・ 所長は苦情の内容を確認し、対応策と再発防止策を講じ、職員への指導を実施すると共に品質管理責任者へ報告します。
- ・ 所長は苦情への対応策と再発防止策を苦情申出人、又は必要に応じて第三者委員へ報告し、ご理解をいただきます
- ・ 第三者委員が受理した苦情は、その内容を確認し、解決策の調整や助言を致します。

再発防止策

当施設では、毎月の運営会議にて苦情内容及び対応策や苦情や事故にいたらなかった事例（ヒヤリ・ハット）を検証し、職員全員で再発防止に取り組みます。

サービスご利用にあたっての禁止事項

①職員に対する暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

②パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

○パワーハラスメント例

・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く
服を引きちぎる 等

・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等

○セクシャルハラスメント例

・必要もなく体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする
手を握る 等

③無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。

④その他前各号に準ずる行為

上記行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

12. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 溪仁会 札幌西円山病院
所在地	札幌市中央区円山西町4丁目7番25号
電話番号	(011) 642-4121
診療科	内科、リハビリテーション科、歯科
入院設備	有り

医療機関の名称	さっぽろ南大橋クリニック
所在地	札幌市豊平区水車町2丁目2番8号
電話番号	(011) 837-5511
診療科	内科 循環器 腎臓
入院設備	無し

医療機関の名称	医療法人社団郁栄会 札幌ピースデンタルクリニック
所在地	札幌市北区北17条西4丁目2番32号 クレスト18 2階
電話番号	011-708-7192
診療科	歯科
入院設備	無し

13. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「コミュニティホーム白石消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「コミュニティホーム白石消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。
防災設備	避難階段、自動火災報知器、誘導灯、防火扉、非常通報装置、漏電火災報知器、カーテン等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	白石消防所への届出日 令和元年6月10日 防火管理者 高橋 貴昭

14. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。その他工作を加えるようなことは禁止いたします。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
来訪・面会	来訪者は、面会時間 9 時から 20 時までを原則として必ずその都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出、外泊の際には必ず「外出・外泊届」を記入し職員に提出して下さい。
喫煙・飲酒	建物内は禁煙となっております。 飲酒は、他者の迷惑にならないよう節度を持ってお楽しみ下さい。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
危険物使用	法令危険物及びマッチ・ローソク等の火気、ナイフ・かみそり等の刃物の持込は、禁止いたします。
所持金品の管理	ご本人、ご家族にて管理をお願いします。金銭管理の代行は行っておりません。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
支払方法	<p>利用料のお支払いは口座振替（自動引き落とし）にてお願いします。</p> <p>口座振替の場合は毎月 20 日を振替(引き落とし日)とし、20 日が土・日・祝日又は、金融機関が休業日の場合は翌営業日が引き落とし日になります。</p> <p>尚、振込みの場合は下記口座までお願いします。</p> <p>取扱い銀行 北海道銀行 白石支店 口座番号 普通 156 0800204 口座名義 福) 溪仁会 グループホーム白石の郷 理事長 谷内 好</p>

15. 事故発生時の対応及び加入保険

事故発生時の対応	サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関へ連絡等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族への連絡をいたします。また、必要に応じて札幌市へ報告いたします。
事故後の対応	事故発生の原因検分し、再発防止策を講じます。必要に応じてご家族への協力もお願いすることがあります。
保険会社	あいおいニッセイ同和損保
種類	賠償責任保険・介護保険事業者・社会福祉施設特別約款
証券番号	F 175791246
保険契約者	社会福祉法人 溪仁会

令和 年 月 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

認知症対応型共同生活介護事業 グループホーム白石の郷

担当説明者 奈良 姫 佐 子 印

所 長 奈良 姫 佐 子 印

本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

入居者名 印

身元引受人 印 (続柄)